

議案第 86 号

笠間市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

笠間市保健センターの設置及び管理に関する条例（平成 18 年笠間市条例第
117 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 29 年 12 月 1 日提出

笠間市長 山口 伸樹

提案理由

本案は、保健センターの機能の集約及び移転に伴い、所要の改正をするもの
であります。

笠間市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

笠間市保健センターの設置及び管理に関する条例（平成18年笠間市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
笠間市保健センター	笠間市南友部1966番地1

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

笠間市保健センターの設置及び管理に関する条例(平成18年笠間市条例第117号)新旧対照表

改正案	現行												
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="230 477 660 523">名称</th> <th data-bbox="660 477 1099 523">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="230 523 660 569"><u>笠間市保健センター</u></td> <td data-bbox="660 523 1099 569"><u>笠間市南友部1966番地1</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>笠間市保健センター</u>	<u>笠間市南友部1966番地1</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 477 1552 523">名称</th> <th data-bbox="1552 477 1991 523">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 523 1552 569"><u>笠間市友部保健センター</u></td> <td data-bbox="1552 523 1991 569"><u>笠間市美原三丁目2番11号</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 569 1552 616"><u>笠間市笠間保健センター</u></td> <td data-bbox="1552 569 1991 616"><u>笠間市笠間230番地</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 616 1552 662"><u>笠間市岩間保健センター</u></td> <td data-bbox="1552 616 1991 662"><u>笠間市下郷5139番地1</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>笠間市友部保健センター</u>	<u>笠間市美原三丁目2番11号</u>	<u>笠間市笠間保健センター</u>	<u>笠間市笠間230番地</u>	<u>笠間市岩間保健センター</u>	<u>笠間市下郷5139番地1</u>
名称	位置												
<u>笠間市保健センター</u>	<u>笠間市南友部1966番地1</u>												
名称	位置												
<u>笠間市友部保健センター</u>	<u>笠間市美原三丁目2番11号</u>												
<u>笠間市笠間保健センター</u>	<u>笠間市笠間230番地</u>												
<u>笠間市岩間保健センター</u>	<u>笠間市下郷5139番地1</u>												